

景観協議会・意見交換 Q&A

地域景観づくり協議会（景観協議会）とは明倫地域が目指す景観（祇園祭を行うに相応しく、京都の文化を伝える）を維持するために住民と建築主、オーナーとがお互いの意見を交換した中でベストの方法を見つける協議会の制度です

Q1.どんな場合に意見交換が必要ですか

A1.明倫地域で新築、改築、改装、看板の付替、外壁の塗装など、景観が変わるケースはすべてです。

Q2.意見交換は何時したらよいのでしょうか

A2.自宅やビルの新築、改築を**考え始めた時**に意見交換していただくのがベストです。プランが出来てからですと意見交換時に変更点が出た場合無駄な時間が掛かります。

Q3.意見交換会のことを知らずに工事を始めてしまった場合どうすればよいのでしょうか

A3.気づいた時点で明倫まちづくり委員会のホームページにある意見交換の申し込みをメールか FAX でしてください。意見交換の日程をお知らせいたしますので。計画書と資料などを持参していただければ意見交換させていただきます。ただし、内容によっては工事の変更をお願いする場合があります。

Q4.意見交換しないとどうなりますか

A4.京都市の景観政策課から指導があります

Q5.店の看板を変えたいのですが協議が必要ですか

A5.京都市の屋外広告物条例に従ったものでも、形、色、サイズ、デザイン、素材などについて意見交換が必要です 京都市の屋外広告物ガイドラインを参考にしてください

<https://www.city.kyoto.lg.jp/tokei/page/0000056450.html>

Q6.看板ですが全く同じものを付け替える場合も協議が必要ですか

A6.全く同じものでも現在の基準で話し合う必要があるので意見交換をお願いします

Q7.飲食店を開店したいのですが何か対策が必要ですか

A7.飲食店の場合、臭い、駐輪、ゴミ、騒音に対する対策が必要です。ダクトの位置は景観に大きくかかわりますので協議をお願いします

環境省より出されている飲食店向けの臭気対策マニュアルを参考にしてください

https://www.env.go.jp/air/akushu/manual/manual_01.pdf

Q8.屋上に携帯電話のアンテナ工事をするのであれば協議が必要ですか

A8.配線やアンテナ器機のサイズ、色彩、設置場所などが景観を変える場合は必要です